

アシスト局の周波数及び無線設備等の条件について

「レピータ局等の開設の基準及び手続等に関する規約」第4条第2項第4号の規定により、アシスト局の周波数及び無線設備等の条件を次のとおり定める。

1 周波数

5600MHz帯及び10.1GHz帯のアシスト局に使用する周波数は、別表の周波数の中から選定する。

2 設置場所の条件

- (1) アマチュア業務の遂行上適切な場所であるとともに、回線構成の可能な範囲において、できる限り海拔高の低い地点であること。
- (2) 容易に維持、管理ができる場所であること。

3 無線設備等の条件

- (1) 中継回線の構成は、運用目的に照らし適当なものであること。
- (2) 無線設備は、次の条件に適合するものであること。
 - ア 空中線電力は、2ワット以下であること。
 - イ デジタル変調方式かつ多重通信方式であること。
 - ウ 送信電波に付加するレピータ局を起動させるための信号は、特定のレピータ局を起動させるためのものに限るものであること。
 - エ 送信空中線は、パラボラ型空中線その他指向性を有するものであって指向方向以外の利得が十分に小さくなるよう措置されているものであること。

4. 専用線又はインターネットにより遠隔操作を行う場合の条件

専用線又はインターネットに接続して遠隔操作を行う場合は、次の事項が確認できるものであること。

- (1) 専用線による場合
 - ① 電波の発射が確認できるものであること。
 - ② 免許人（管理団体の構成員）以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。
 - ③ 制御項目は、無線設備の起動及び停止に限るものであること。
 - ④ 電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから3時間以内において速やかに電波の発射を停止できることが確保されているものであって、その具体的な方法が確認できるものであること。
- (2) インターネットによる場合
 - ① (1)の①、②、③及び④の事項。

- ② 免許人（管理団体の構成員）以外の者がインターネットの利用により無線設備を操作できないよう措置しているものであること。
- ③ 運用中は、常に無線設備を監視及び制御をしているものであり、その具体的な措置が確認できるものであること。

5. 公衆網との接続の条件

公衆網に接続するものにあつては、次の事項が確認できるものであること。

- (1) 電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態であること。
- (2) 無線設備を直ちに操作できる状態であること。

附則 本条件は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則 本条件の改正は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。（第 69 回理事会決定）

令和 5 年 10 月 1 日改正 3 (1)、3 (2)ウ

削除 3 (1)ア、イ、ウ、 3 (2)イ

繰り上げ 3 (2)ウ、エ、オ を イ、ウ、エ